

コンビニ交付端末 (マルチコピー機) 操作方法



②証明書交付サービスを選択し、マイナンバーカードをセット



①マルチコピー機の行政サービスを選択

詳しくは、次のコンビニ交付端末操作方法ページをご覧ください。



③証明書交付市町村の選択



④4桁の暗証番号の入力後、カードを取り外す



⑤証明書の種別を選択(住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し)



⑧証明書発行完了



⑦発行内容確認し、料金を支払う
※料金はマルチコピー機の料金投入口で支払い



⑥交付種別・記載事項・部数を選択

マイナンバーカード 申請サポート実施中

困市民課と困住民福祉課では、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影から申請内容の確認、申請までをまとめて行うことができるタブレットを使ってマイナンバーカードの申請サポートをしています。お気軽にお申し出ください。

※タブレットのメンテナンスなどで利用できない場合があるので、来庁前に電話でお問い合わせください

持ち物

- ・本人確認書類(原本)(例 運転免許証)
- ・個人番号カード交付申請書

※交付申請書をお持ちでない場合は窓口にお申し出ください

※写真撮影は無料です

注意事項

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号を設定したもの)が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの本人のみ利用可能です。
- ・住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証では利用できません。
- ・マイナンバーカードを受け取った日や電子証明書の更新、発行を行った場合は、翌日から利用可能です。
- ・住所の異動や戸籍の届出を行った場合、内容が反映されるまで数日(戸籍届出は2週間程度)かかります。最新の情報に更新されていない証明書を取得しても手数料は返金できませんので注意してください。
- ・手書き追記が必要な証明書の場合や世帯内に転出予定者が含まれる場合など、交付できない場合があります。詳細は困市民課または困住民福祉課にお問い合わせください。
- ・暗証番号を連続で3回間違えてしまうとロックがかかり、サービスが利用できなくなります。ロック解除および暗証番号の変更は、本人が困市民課または困住民福祉課の窓口で手続きをする必要があります。
- ・誤って取得した証明書の返金・交換はできません。印刷不良のみ、その場で店員に依頼してください。
- ・1通あたりが複数枚印刷される場合がありますので取り忘れに注意してください。
- ・15歳未満および成年被後見人は、利用することができません。
- ・手数料が免除される場合でも、手数料がかかります。後から返金はできません。
- ・本籍地が安中市で、住民登録地が他市区町村の人は、事前に利用登録申請が必要です。申請後、登録されるまで数日かかります。